令和２年３月３日

**アロー印刷㈱　新型コロナウィルス対策ガイドライン**

Ⅰ　予防措置

1. うがい、手洗い、消毒の励行、体温計測

　消毒液設置場所　本社　1階　玄関・社員用出入口　2階　受付・社員出入口

　第3工場　1階・2階出入口　/　配送事務所

1. 来訪者へ社内予防対策の通知
2. マスク着用の勧奨（入手困難の為、出来る範囲）

Ⅱ　感染した（またはその疑い：同居家族を含む）場合の対処要領（別紙参照）

　※３７．５℃以上が４日間続く、だるさ、息苦しさが続く場合相談窓口を利用して医療機関を受診

1. **電話連絡（ア～ウのいずれかへ）**

ア　会社代表　　０８３－２２３－１２１１

イ　各所属長　（所属長が感染した場合は直近の上長）

ウ　福田部長携帯　０９０－１９３２－７５７１

◇電話を受けた者は①所属・氏名②症状を総務部（部長又は課長）へ連絡

（口頭または電話。即事対応を原則とするためメール不可。）

1. **管理者グループＬＩＮＥにて連絡**
2. 連絡を入れた時点より医師あるいは会社から指示があるまでの間、自宅療養。

理由の如何に関わらず、出勤停止とする。

１　本人が感染

　　　　休業手当を付与　（年次有給休暇の取得に含みません）

（回復、出社後の事後申請可。療養期間の根拠（診断書）を添付のこと。）

２　同居家族が感染

　　　　休業手当を付与　（年次有給休暇の取得に含みません）

（回復、出社後の事後申請可。療養期間の根拠（診断書）を添付のこと。）

その他

子どもが感染せずとも学級閉鎖等で自宅待機となった場合、または前項までの適用を受けるも根拠を示すことができない場合の対応は新助成金等で検討中です。

Ⅲ　感染者不在間の対処要領

①　「不測事態対処シフト」により、業務引継ぎ態勢をとる。

　　　　不測事態対応シフト

　　　　各部門２～３名で編成し、感染者が出た場合は、感染者の引継ぎを受けた者が兼務する。

　　　　編成要領、編成完了日は別示する。

②　①の対応で業務が円滑に遂行しがたい状況に陥った場合は、「営業・生産各戦略委員会」委員

（出社している者に限る）を臨時招集し、事後対応を即時決定する。

＜新型コロナウィルス相談窓口＞

下関市立下関保健所　保健医療政策課　083-250-7778　9時から17時まで

厚生労働省　相談窓口　　　　　　　　0120-565653 　9時から21時まで

以　上